

J Aグループの自己改革の実現に向けた意見書

政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン」を踏まえ、今通常国会で農協法の改正が予定されている。

J Aグループの自己改革の基本方向では、農業者の職能組合と地域組合の性格をあわせ持つ「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、「持続可能な農業」と「豊かでくらしやすい地域社会」の実現を目指して、総合事業を展開し、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化に貢献していくことがJ Aの重要な役割としており、J Aグループ福島も、農業所得向上や食料自給率の向上、本県農業の復興促進等に最大限の役割を發揮すべく、平成28年3月の4 J Aへの合併構想実現を基本に自己改革に取り組んでいる。

しかし、法改正の骨格では、規制改革会議の提案に沿った中央会の組織と監査制度の変更や准組合員の利用制限のありかた検討などが示され、生産現場からは「農業所得の増大にどう結び付くのか」という疑問や、「政府が進める『地方創生』に逆行し、誰のための改革なのか」との声が多くあがっている。

J Aの地域インフラとしての機能は、地方経済・社会・コミュニティを維持・発展させ、「地方創生」を実現するための重要な役割をはたしており、J Aグループの農業振興と地域振興が一体となった取り組みは今後も必要不可欠であり、こうした方向での自主的改革を支援することが必要である。

よって、今通常国会における農協法改正案の審議にあたっては、農協改革が真に農業振興や地域振興につながるものとなるよう、J Aグループの自己改革実現に向け、次の事項が確実に反映されるよう強く要請する。

記

1. 准組合員は、農業・地域経済の発展をともに支える農業者のパートナーとして「地方創生」にとっても重要であり、今後とも利用制限は行わないこと。
2. 新たな中央会は、引き続きJ Aの自己責任経営の確立を支援することが重要な任務であり、代表機能、総合調整機能、経営相談・指導監査機能が十分に発揮できるよう農協法上に措置すること。また、J Aが監査法人による会計監査をうけるにあたっては負担増とならないよう担保すること。
3. J A・連合会の事業方式やガバナンス制度、法人形態は、組合員・会員

の意思に基づき決定されるべきものであり、これを尊重すること。

4. J Aの総合事業は、農業・地域社会全体を守るために最も効果的な事業方式であることから、信用事業・共済事業の分離は強制しないこと。
5. 農協法の目的や組合の事業目的に、農業振興に加えて地域振興や地域の多面的機能発揮に果たす農協の役割を明記すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月19日

衆議院議長	町村	信孝	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
農林水産大臣	林	芳正	様
内閣官房長官	菅	義偉	様
規制改革担当大臣	有村	治子	様

白河市議会議長
須藤 博之